

質 問 回 答 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 5 月 25 日

「全世界太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画フォローアップ協力(第二バッチ) 」

(公示日:2021 年 5 月 12 日/調達管理番号:21a00180)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 P.10 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上	同ガイドライン 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」に以下の記載がある。 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 1) 類似業務の経験 概ね過去 10 年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。」とあるが、 2009 年度実施の本事業の協力準備調査は類似性が非常に高い と判断する。これらの 2009 年度実施案件は、過去数年以内に実施案件同様高い評価となるか？	概ね過去 10 年までとしておりますが、当該調査も評価の対象に含みます。
2	企画競争説明書 P.10 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (1)コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験	本事業による本体事業(太陽光発電等を活用した環境プログラム無償)で実施した詳細設計・施工監理業務も類似性は非常に高いと判断する。 理由: 本業務にも施工監理が占める割合が高い。 JICS(一般財団法人日本国際協カシステム)/CA(クラウンエイジェンツ日本事務所)が発注し	フォローアップ対象事業の詳細設計・施工管理業務も評価に含めます。

	注)類似業務:再生可能エネルギー、 <u>太陽光発電事業に係る各種調査</u>	た本体事業の <u>詳細設計・施工監理業務</u> も本事業の類似業務として評価いただけますか？	
3	企画競争説明書 P.14 第4条 業務実施の留意事項 (1)対象国の現状及び想定される改修内容 対象国における新型コロナウイルス感染症の状況、再委託による改修対象国グルーピングのし易さ等を勘案し、他バッチとの入替等を行う可能性もある。	対象国の入れ替えにも柔軟に対応したいが、必要に応じて、変更契約を行うと理解してよいか？	協議の上必要性が認められれば契約変更を検討します。
4	企画競争説明書 P.15 (5)再委託業務 (中略)なお、再委託契約に当たっては、発注者が再委託業務の内容と再委託経費の妥当性について確認を行う	本業務の再委託業務では、無償資金協力事業で一般的に行われる <u>JICA 積算審査室による積算審査はない</u> と理解しているが、正しいでしょうか？	ご理解の通り、JICA 積算審査室による積算審査は想定していません。
5	企画競争説明書 P.15 第5条 業務の内容 (5)再委託業務 再委託の仕様確定後契約充当額を受注者・発注者とで協議の上決定する。	「仕様確定後(受注者が再委託先からの見積提出後)」から「契約充当額を受注者・発注者とで協議の上決定」まで、提案書ではどの程度の期間で計画すればよいですか？ 本事業では、1週間と設定して問題ないでしょうか？	現地調査等を通して改修の仕様を検討いただくこととなります。現時点での想定が一週間であればそのように計画してください。
6	企画競争説明書 P.15 第5条 業務の内容 (1)調査業務	作業仮設の検討のために竣工図書で技術的事項の詳細を確認したいが、業務開始後の早い段階で開示は可能か？	可能な範囲でJICAが保有する情報・資料の共有は可能です。

	1) インセプションレポートの作成 改修に向けた作業仮設を検討		
7	企画競争説明書 P.16 第5条 業務の内容 (1) 調査業務 2) 設備不具合の分析・改修方針 検討	本体工事の元請け会社への情報開示依頼について、業務開始後の貴機構の支援は得られるか？	具体的な支援内容について不明ではありますが、円滑な事業実施のため可能な範囲で支援を行う予定です。
8	企画競争説明書 P.16 第5条 業務の内容 (1) 調査業務 2) 設備不具合の分析・改修方針 検討 改修の基本方針	改修の基本方針について、性能に関しては、本体工事で納品された既設設備と同等と理解してよいか？ 具体には、無償資金協力事業実施後、5～7年、2009年頃実施した協力準備調査(設計の基本方針決定)から10年以上経過しているが、蓄電池併設や設備の大容量化等、「第4章(4)配布資料/閲覧資料」にある 各国申請書に記載のない第2バッチ対象国からの追加要望は、本事業の対象外 と理解しているが正しいか？	本フォローアップ協力は、過去協力で整備された機材の機能回復を目的としております。従って、当初の協力に含まれていない追加要望等は本事業の対象外となります。 調査の結果を踏まえ、各国申請書に記載がない機材等の不具合が判明し、機能回復に必要な修理・改修だと判断された場合は本事業の対象に含めることもあります。
9	企画競争説明書 P.19 第4章 業務実施上の条件 (3) 現地再委託 以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)或いは当該業務遂行に十分な能力と経験を有する本邦法人への再委託を認めます。	再委託先への特命発注は可能か？ 具体には「コンサルタント等契約における 現地再委託契約ガイドライン」の P.4 (4) 随意契約(Direct Contracting)、2) 特定業者との契約を適用できますか？例えば、本事業(無償資金協力による太陽光発電システムの調達)の本体工事で、実績のある日本企業を想定します。	再委託先との特命随意契約は、必要性・妥当性が確認されれば認める方針です。

以上